

心の健康問題の正しい理解のための主体別の普及・啓発方策の具体例

検討会構成員名 流山市助役 石原 重雄	実施主体 特定非営利活動法人 自立サポートネット流山	普及啓発活動名 (名称がある場合) 地域生活支援セ ンター開設整備	活動時期 (期間) 平成15年度から2か年度
<p>普及啓発活動について</p> <p>・事業の概要 (背景)</p> <p>平成13年11月に市内の精神、身体、知的の3障害の各団体が協力して特定非営利活動法人(NPO法人)「自立サポートネット流山」を設立し、共同作業所やグループホーム、障害者の店等を開設し、障害者福祉の充実に力を注いできた。</p> <p>更に、平成14年度から精神障害者居宅生活支援事業を市町村が中心となって実施することとなったことを受けて、障害者やその家族の心と生活を支えるケアセンターの役割と既に実施している事業との連携を図るステーションの役割を併せもつ地域生活支援センターを、平成16年度開設に向けて計画し、市もノーマライゼーションの拡充を図るため、あらゆる方面で積極的に支援してきた。</p> <p>・施設の概要</p> <p>所在地：千葉県流山市西深井389-3他 建 物：鉄骨造平家 220.00㎡ 内 容：①障害者やその家族の相談窓口の設置 ②いつでも気軽に出かけられるいこいの場 ③料理などの生活訓練 ④地域交流ステーション</p>			
<p>・事業の成果・評価など</p> <p>全国でもめずらしいNPO法人による設置運営となる。</p>			
<p>・今後の展望</p> <p>共同作業所やグループホーム、障害者の店とは異なる機能を持つ当該地</p>			

域生活支援センターは、障害者やその家族の心の支えとなると同時に、障害者の居宅生活支援の中核となる。

これらの活動は精神障害者を中心としながらも、知的障害や身体障害者の方々にも、それぞれの置かれている立場を理解し合い、心の健康問題の正しい理解のための行政とNPO法人の協力事例のひとつとして各方面から注目を集めている。

2003年9月2日

(仮称) 西深井地域生活支援センター

施設概要説明書

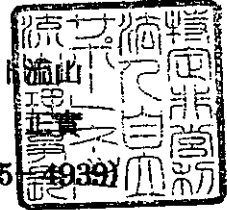
流山市西初石4丁目112番地の2

特定非営利活動法人

自立サポートネット

理事長 勝本

(TEL&FAX 7155



当法人が平成15年から2ヶ年度にかけて設置並びに運営を計画しています、精神障害者のための地域生活支援センターについて下記の通り設置の概要説明を行います。

1. 施設の必要性

この施設は精神障害者のための施設です。現在、流山だけでも700名を超える精神障害者が生活しています。よって周辺の東葛地区の市町を含めれば、数千人ということになります。このうち大半の方が家庭におり、一日を特に何をすること無く過ごしています。ごく一部の方のみが病院のデイケアや作業所、またアルバイトをしているのが現状です。当事者も家族も、現状と将来に不安を抱えています。社会との接点をどう作っていけばよいのか、親亡き後のことをどうするのか、何を生きがいにし楽しみとして過ごせばよいのかと悩みつつも、深い内面の課題であるために人に相談しにくい現状にあります。

当法人は障害者のために設立された法人ですので、これまでにグループホーム(2ヶ所)、作業所(2ヶ所)、障害者の働く店(1ヶ所)、障害者の居宅介護事業などを開設してきました。そして現在、何よりも願い、力を注いでいるのが地域生活支援センターの開設です。この施設は東葛地区にまだ1ヶ所もありません。よってこの施設が開設されれば、流山市は言うに及ばず、隣接する市町にとっても大きな希望となることでしょう。しかもNPO法人による設置・運営は日本初とのことです。

2. 施設の目的・機能

地域生活支援センターはどのような目的、また機能を持っているのかについて説明します。

イ) まず第一に、当施設は障害者の「相談窓口」となるものです。当事者や家族の電

話による相談、対面による相談が実施されます。病気のことから生じる悩みは誰にでも話せることではありません。そこで病気のこと、将来のこと、生活のこと、職業に関する事などの相談を受け、必要があれば他の施設や利用先を紹介することもできます。

- ロ) 第二として、「憩いの場」の役割を果たします。開設されている時間内であれば、いつでも訪ねて来ることが可能です。それによっていろいろな人との出会いの場、交流の場となります。話をしたり、趣味の講座を設けたり、一緒に食事をしたりする場にもなります。ひきこもりがちの人が安心して行ける場です。また家族にとっても交流、励まし、支え合いの場ともなります。
- ハ) 第三に、「生活訓練の場」、「研修の場」ともなります。当事者が社会との接点を作っていくために必要な訓練（例えば SST）や学びを実施します。また約 70 人収容できる交流スペースは、家族やボランティアの人たちの研修の場となります。
- ニ) 更には地域の方々との「交流の場」ともなっていくものです。精神障害について市民の方々に正しい理解を持っていただく場ともなります。また敷地内の空地や斜面部分は木や芝や花を植えたり、季節ごとの野菜を栽培したりするために活用します。つまり作業療法と仲間作りの意味を持っていますので、支援センター開設後に花壇、畑、フェンス作りなどを利用者とボランティアと一緒に作り上げていきたいと考えています。そうすることで支援センターが身近な施設となっていきます。

3. 施設の利用方法

当施設には利用定員の規制がありません。しかし登録をしていただく必要があります。その場合、利用申込書と共に、医師による意見書が必要となります。病状が安定していないと他の人との交流した時に支障が生じ易いためです。登録は一年ずつ更新します。ただし電話相談は登録者に限りませんので、誰でも相談できます。登録が必要なのは憩いの場利用や各種のサークル、イベント参加者を対象とします。

この施設の利用案内については、流山市の公報や保健所からの知らせ、当法人のニュースやパンフレットを通して市民や隣接市にも案内をします。よって初年度に 100 人ほどの方が登録されるものと考えています。職員には障害者に関する経験と専門知識を有する人を配置すると共に、ボランティアの会を組織します。また既に運営委員会が発足しており、開設準備は言うに及ばず、他の地域生活支援センターの見学を行っています。完成までに万全の準備をするつもりですので、ご理解をお願いし、設置を承認していただければと思います。参考までに別紙（千葉県に提出済み）を添付いたします。

以上

運営及び指導計画書

事業を実施する地域	流山市と隣接市
1 生活支援事業	<p>実施予定日及び開所時間 (2004年10月から開所時間を20時まで延長)</p> <p>平日 9:00~17:00 (職員体制 4名)</p> <p>*ボランティアの協力体制を作る</p> <p>土・祭日 12:00~17:00 (職員体制3~4名)</p> <p>年間延利用見込者数 1,500名 (一日当たり 4.8名)</p> <p>*<u>職場や住宅紹介・金銭管理・服薬管理・同行・訪問サービスを実施</u></p>
2 生活相談事業	<p>実施予定日及び開所時間 (2004年10月から開所時間を20時まで延長)</p> <p>平日 9:00~17:00 (職員体制 4名)</p> <p>土・祭日 12:00~17:00 (職員体制3~4名)</p> <p>年間延利用見込者数 3,000名 (一日当たり 9.5名)</p> <p>*<u>電話・面接による相談を受付</u></p>
3 地域交流事業	<p>実施見込回数 200回 (年間延利用見込者数 2,000名)</p> <p>*昼食会・料理づくり・お菓子づくり・学習会</p> <p>土曜レクレーション (サタレク)・SST・英会話</p> <p>ゲームなど</p> <p>*ボランティアの協力体制を作る</p>
4 その他の事業	<p>実施見込回数 110回 (年間延利用見込者数 1,100名)</p> <p>・いこいの場利用 10:00~17:00 (2004年10月から20時まで延長)</p> <p>*くつろぎの場として登録者に開放する</p> <p>・当事者や家族やボランティアの学習会等 10:00~17:00</p>
5 連帯方法	<p>自立サポートネット</p> <p style="text-align: center;">流山</p> <ul style="list-style-type: none"> — 地域生活支援センター (障害者と家族の窓口) — グループホーム (生活自立支援) 現在各1ヶ所 — 福祉作業所「初石工房」(社会復帰への第一歩) — 障害のある人の働く店「ハーモニー」 <li style="text-align: right;">(三障害と市民の交流) — 在宅支援 (近い将来、事業者登録を行う) 2003年実現 — 市の施設の委託事業 (2004年度目標)を旨とする <p>生活と生きがいと仕事作りを行い、障害者の自立を支援する。</p>

西深井地域生活支援センター 月間モデル

2004年7月～

	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
第1週	休み	1 ボランティア 研修会 10:00~12:00	2 昼食会 12:00~14:00	3	4 学習会 14:00~16:00	5 スタッフ・ボランティア ミーティング 9:30~11:00	6 趣味サークル 10:00~12:00
第2週	7 休み	8 (い こ い の 場 や 学 習 会 と し て 登 録 者 に 開 放)	9 昼食会 12:00~14:00	10 運営委員会 10:00~12:00	11 SST 14:00~16:00	12	13 簡単にできる 料理教室 10:00~12:00
第3週	14 休み	15	16 昼食会 12:00~14:00	17	18 英会話とカラオケ 14:00~16:00	19	20
第4週	21 休み	22	23 昼食会 12:00~14:00	24	25 SST 14:00~16:00	26	27 サタデー レクレーション
第5週	28 休み	29	30 昼食会 12:00~14:00	31	・月水金は登録者の憩いの場中心に開放		